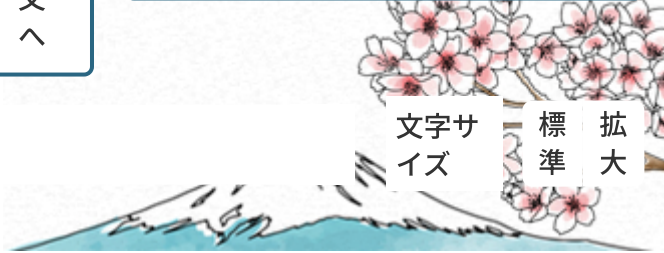




出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

本文へ

Multi language



文字サイズ 標準 拡大

出入国在留管理庁

公表情報

各種手続

在留支援

相談窓口・情報

関係法令

入管政策・統計

調達・採用情報

外国人生活支援ポータルサイト

外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

第四次出入国管理政策懇談会第18回会合：議事概要

1	日時 平成16年5月28日（金）午後2時～午後4時05分
2	場所 最高検察庁・大会議室
3	出席者（敬称略）

(1)	第四次出入国管理政策懇談会 楠川 絢一（座長）、井田 敏、紀陸 孝、グレゴリー・クラーク、須賀 芳彦、橋 進、多賀谷一照、中谷 巖、目黒依子、吉川精一
-----	--

日本語

ページトップ

(2)	<p>法務省入国管理局</p> <p>増田入国管理局長、四宮官房審議官、稲見総務課長、高宅入国在留課長、田村審判課長、百々登録管理官、榊原参事官、佐々木難民認定室長、石田出入国情報管理室長、上原入国管理企画官</p>
-----	--

4	会議経過

	<p>人口減少時代への対応について、入国管理局から説明を行った後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。</p>
--	---

○	<p>総人口や生産年齢人口の減少下においても、女性、高齢者の労働力率の引き上げ、生産性の向上等により、経済的にはある程度国内で対処できることについては、一定のコンセンサスが得られているが、その経済的効果については必ずしも判然としない。</p>
○	<p>社会の多様性が進むことが社会の活力につながると考えられ、そのような多様化に資するような人材の受け入れを進めていくべきであり、現在受け入れている高度人材の範囲については、実情に即して見直すべきである。</p>
○	<p>国内の失業問題との関係で受け入れ反対論もあるが、ミスマッチによる失業が多い状況において、失業率が高いから受け入れないという問題ではないのではないか。雇用ニーズに合う外国人を受け入れれば、ミスマッチの解消にもつながるのではないか。</p>

日本語 受け入れは、国内需要の増大によって雇用が創出されることから、ページトップ

	大にはつながらない。経済的にはむしろプラスになる。
○	受入れに伴う社会的コストは、日本人にも同様にかかるものであり、社会的便益の方が大きい。
○	日本の雇用の7割は中小企業においてであり、産業構造の高度化が更に進展してもそのような現場は必要であり、外国人を受け入れないと立ちゆかなくなる。その場合、就労管理のシステム作りが重要となる。
○	外国人労働者の受入れを厳しく制限すれば、雇用ニーズのある現場において、不法就労者の雇用が増大するのではないか。
○	単に人材不足や人手が足りないという理由で外国人労働者の受入れを考えるのではなく、そのような職種に就こうとしない理由をまず考え、労働環境の改善等原因の除去に努めることが先決である。
○	受け入れた外国人労働者の適正な管理のためには、関係機関の緊密な連携が特に重要である。
○	外国人労働者の受入れに当たっては、受入れに伴うコストを雇用者側が負担するなど責任体制を確立させるとともに、雇用に係る法令の遵守を確実に担保できる公的チェック体制を強化することが必要である。
○	女性の労働力移動については、送出し国の貧困対策支援が必要であるとともに、その背景事情として、女性に対する暴力や不平等があること等を常に念頭に置いておくべきである。
○	社会の活性化を図る上で有用な人材は受け入れるべきであるが、その範囲を考える上で、ポイント制について検討することも有意義である。



出入国在留管理庁 紹介

- 出入国在留管理庁の概要
- 地方出入国在留管理官署
- 庁舎の移転・整理統合
- 情報発信
- 日本に入国された外国人のみなさまへ～新規入国者向けガイドンスページ～

公表情報

- プレスリリース
- 更新情報
- 各種公表資料
- その他の公表情報

各種手続

- 手続の種類から探す
- 在留資格から探す
- Q&A
- 情報公開
- 個人情報保護
- 公文書管理

在留支援

- 外国人生活支援ポータルサイト
- 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

相談窓口・情報受付

- 外国人在留総合インフォメーションセンター等
- ワンストップ型相談センター
- 外国人在留支援センター (FRESC/フレスク) における相談
- 外国人との共生施策に係る御意見・御要望 (御意見箱)
- パブリック・コメント

関係法令

- 関係法令
- 国会提出法案
- 最近の入管法改正

入管政策・統計

- 入管政策・白書
- 特定技能制度
- 外国人との共生施策
- 統計
- パブリックコメント

調達・採用情報

- 調達情報
- 採用案内

日本語

ページトップ

入管法違反者に関する
情報提供

職員等の違法又は不
適正と思われる行為
に関する情報提供

セクハラ事案につい
ての通報・相談

公益通報



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞
が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
TEL03-3580-4111（法務省代表）
（法人番号：7000012030004）

[サイト
マップ](#)

[リンク・著作
権等について](#)

[出入（帰）国記録に係
る開示請求について](#)



外国人在留支援センタ ー（FRESC）

〒160-0004 東京都新宿区四谷
1-6-1 四谷タワー13階
TEL0570-011000（代表）
※出入（帰）国記録、外国人登
録原票等の開示請求について
のお問合せはこちら
情報システム管理室出入国情報
開示係 TEL03-5363-3005

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.